

Face 顔

酒文化研究所とは

山田さんは新卒でマーケティングや企画が業務の会社に就職し、酒に関する部門に配属され、東京地区のマーケティング担当をしていました。仕事を通じて酒に詳しくなった山田さんは、1991年に、仲間と酒に関する会社を取り扱う会社を興すことにしました。その名を「(株)酒文化研究所」といいます。

酒の研究所という酒の醸造について化学的な研究をするところや酒が原因で身体や家庭をこわしてしまうといった社会問題の観点から研究をしているというのが相場ですが、酒文化研究所は人と社会にとってよりよい酒のあり方を考えるという理念を掲げ、その研究を続けています。



山田 聡昭さん

人と社会にとって よりよいお酒のあり方を研究



Profile

やまだ・としあき 朝日野在住/酒文化研究所第一研究室長。マーケティング企画会社を経て、1991年同社の設立に参加。酒類業界専門のコンサルタント及びコラムニストとして活躍中。

日本酒の消費量が減少

日本酒は地方の酒蔵の有名なものが売れるようになり、活気があるような雰囲気がありますが、日本酒の消費量は約30年前がピークでそこから今日まで減少し続けているそうです。それは、若いかたが日本酒に手を出さなくなっていることや、日本酒の飲用シーンが和食のときに限られていることが原因の一つだそうです。日本酒を盛り上げる手段の一つとして、山田さん

は日本酒をワイングラスで飲むことを提案しています。

日本酒をワイングラスで

2010年にスタートした日本酒のコンテスト「ワイングラスでおいしい日本酒アワード」は、300余りの銘柄の日本酒を醸造技術者やソムリエなどの専門家がワイングラスでテイステイングして審査する国内最大級のコンテストです。酒文化研究所も実行委員に名を連ねます。日本酒をワイングラスに注

いでみると洋風の食卓にも視覚的におさまりがよく、おちよこなどの和酒器を持っていないというかたも気軽に自宅で日本酒を楽しむことができます。

また、ワイングラスは和酒器では分からない日本酒の魅力を引き出してくれます。グラスがボール型になっているので、日本酒の香りがその空間にたまり、口に入れる前に香りを楽しむことができます。また、ワイングラスは飲み口が薄いので、味の印象も

変わります。それに、ワイングラスはあごを上げないと飲むことができないため、口の中に酒が流れる速度が速く、味わいが一気に広がります。皆さんも今夜は日本酒をワイングラスに注いでみてはいかがでしょうか？

■レポーター
広報編集委員
高木 朝子



栄養アセスメントの更なる活用を目指して



辻ひろみ 教授
東洋大学 食環境科学部
健康栄養学科



■主な研究テーマ
・保育所の給食における咀嚼と給食メニューに関する研究

食を総合的に考える給食経営管理

この4月から食環境科学部健康栄養学科長に就任された辻教授の専門分野は、給食経営管理です。これは、管理栄養士養成科目で、給食施設の経営と利用者に対する栄養管理を総合的に支援するシステムづくりを目指す学問です。

また、辻教授は、給食施設では栄養管理システムとして、利用者の身体状況や栄養状態を評価する「栄養アセスメント」を行い、給食を提供する運営を目指しています。

食の問題解決は組織として食環境整備が必要

近年、主食・主菜・副菜をそろえた「日本型食生活」が崩壊し、欧米化した食生活で生活習慣病の増加が社会問題になっています。

保育所では、「かめない」「丸のみをする」といった子どもの増加がみられます。これらは偏食や肥満、かんで飲む筋力の未発達につながり、幼児期からの健康リスクとなるそうです。辻教授は、「管理栄養士は、個々の子どもの咀嚼の癖も含めた栄養アセスメント結果を献立に反映させ、保育士や保護者の協力のもとに楽しく食べる環境をつくるなどの連携が大切」と話します。

今後の抱負として、辻教授は、「管理栄養士が栄養アセスメントや食べる場の観察など、人に対する業務に時間を使えるよう、給食業務の省力化システムづくりに取り組みたい」と語ってくれました。

■レポーター 広報編集委員 針ヶ谷 和己



みんなの

はがき・電話・FAX・Eメールでのご意見、ご質問、ご感想など「みんなの声」をお待ちしています！

年金制度が改正 されたのですが

専業主婦の年金制度が改正されたと聞きました。どのような内容ですか？
(匿名希望)

A 年金保険料の 未納期間解消へ

平成25年7月1日から専業主婦(妻がサラリーマン、夫が専業主夫の場合も同様です。)の年金制度が改正されました。

サラリーマンの夫(第2号被保険者)に扶養されている妻(専業主婦・第3号被保険者)は、年金保険料を納める必要はありません。ただし、夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときなどは、手続き(第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き)

き)をして、保険料を納めなくてはなりません。この手続きが2年以上遅れたことがあるかたは、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

今回の改正では、このようなかたが手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになります。無年金や年金の減額を防ぐことができます。老齢年金だけではなく、万一の時の障害年金などの受給権の確保にもつながります。

これにより、会社員の夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたり漏れていたため、保険料が未納となっている主婦が手続きをすることに、年金の受け取りが可能になったり、年金額を増やせる場合があります。

問合せ
○国民年金保険料専用ダイヤル
0570-0111-050
○太田年金事務所
49-3716
○日本年金機構

http://www.nenkin.go.jp/
http://www.index.html